

第 23 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第23回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年3月20日(月)午後1時20分～午後2時55分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘
23 : 横山 和行	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
議案第118号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第119号 非農地証明願に対する認可について
議案第120号 転用制限外農地の届出に対する受理について
議案第121号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する下限面積(別段の面積)等の廃止について
議案第122号 農用地利用集積計画の決定について
議案第123号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第124号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)
議案第125号 令和5年度最適化活動の目標設定等について
報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 5 構造改善計画届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
- 日本には春夏秋冬がある。春の彼岸の季節を迎え、寒さも和らいできたかと思ったら、もう春を飛ばして夏のような暖かい気候の日もある。車に乗っていると暑いなあという感想も出る時季になった。
- 本日第 23 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
- また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。
- さて、本日の委員会では、第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、転用制限外農地の届出に対する受理、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の改正、農用地利用集積計画の決定、令和 5 年度最適化活動の目標設定などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 23 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
- 本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
- このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 5 番 小林委員、6 番 藤本委員をお願いいたします。

(農地法第5条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第118号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿）　議案書の1ページをお願いします。

議案第118号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長　議案第118号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 久保木町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、農業用倉庫1棟、軽自動車2台の作業車両駐車場および苗置場ほかの農業用施設用地となる予定です。第1種農地です。

現在、譲受人が使われている農業用倉庫は、県道住吉住永線のS字カーブのたいへんきついところであり、S字のところに入出口もあるため、幾度か事故になりかけたこともあったようです。そこで、以前からより安全なところに倉庫等を作れないものかと思案されておられたもので、譲渡人と譲受人が親戚関係のこともあり、売買の話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

- 〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が本人の田、南側が水路、北側が道路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。
- 〇事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。
- 〇議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 〇議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。
- 〇議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。
- 〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。
参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 奈良県生駒郡斑鳩町五百井〇〇〇〇 〇〇〇〇 (持分 1/2) および神戸市西区月が丘〇〇〇〇 〇〇〇〇 (持分 1/2)、申請地：所在地 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転、進入路約 67 ㎡、露天駐車場約 5 ㎡となる予定です。なお、すでに約 43 ㎡が昔、町の要望で道路が拡張された際に無断で道路に取り込まれているようでした。第3種農地です。
譲渡人の二人は姉妹の関係です。お二人のお父様が亡くなられ、お二人が相続された農地や家をすべて処分したいとのことで農業委員会事務局に相談に来られ、農業委員会事務局から、地元担当委員の私に農地をもらい受けていただける方を探してほしいとの話があったものです。参考資料の地図でもご覧いただけるように、当該農地は小さな畑です。当該農地に隣接して譲受人の自宅があり、譲受人が、自動車で自宅から市道に出られる際は、鋭角に出られなければならない、特に左折する際は危ないと思っておられました。また、当該市道は、狭いにもかかわらず、抜け道になって

おり、朝の交通量も多くあります。譲受人から、「所有農地が4反以下し
かなく、農地としてもらい受けることはできないが、転用することは可能
か。」との問い合わせがあり、農業委員会に確認したところ、可能である
とのことであったため、その旨を譲受人に説明したところ、非常に喜ばれ、
譲渡人も貰っていただけるのは嬉しいとのことで話がまとまったもので
す。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が畑、南側が宅地、北側が道
路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意
見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと
思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地
改良区の意見書と、一部無断転用にあたりますので始末書及び現況写真、
ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定
いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 久保木町○○
○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田
面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権

移転、鉄骨平屋建 166.95 m²の農業用倉庫1棟、普通車4台分の露天駐車場、資材置場の農業用施設用地となる予定です。第1種農地です。

参考資料の地図でご確認いただけるように、当該農地に隣接した〇〇〇〇 〇〇〇〇にはイチゴのビニールハウスが3棟建っています。また、今回申請のあった〇〇〇〇 〇〇〇〇にはビニールハウス3棟を現在建設中です。今回、それらの出入り口にあたる部分を転用されようとするものです。譲受人と譲渡人は仲が良く、今回、譲渡人から好意的に譲受人に分けられたとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が田、南側が本人の田、北側が田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第118号 農地法第5条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第119号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の3ページをお願いします。

議案第119号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第119号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

申請人 葉多町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 葉多町○○○○
○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、申請人にお伺いしたところ、昭和52年頃、申請人のお母さんの弟さんが家を建てたいとの話になり、申請人の亡くなられたお父さんが所有されていた自宅横の農地に建てられたものです。申請人が、登記をされるにあたり、当該農地が宅地の一部となっていたことが発覚し、農業委員会事務局に相談されました。現地を確認いたしました。現在当該地が農地であったことはわからない状態となっていました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が田、南側が畑、北側が道路となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、事前着工にあたります

ので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第119号 非農地証明願に対する認可について申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に議案第120号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第120号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの3件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案、第120号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。
参考資料は、9ページ、10ページをご覧ください。

届出人 上本町〇〇〇〇 〇〇〇〇、届出地 所在地 菅田町〇〇〇〇
〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要
として、農業用倉庫、農業用施設用地としての利用。第1種農地です。

今回の届出内容は、届出人が、届出地の〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇〇㎡
に耕作に便利なこの場所にトラクターを格納している農業用倉庫を建
設されているものです。届出人はたいへん熱心に農業をされており、当
該届出地隣接する南側にも田を所有されています。当該倉庫は平成15
年頃に建てられたようですが、届出を怠っておられたらしく、今回の届
出となられたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が本人の田、西側、南側、北側が道路とな
っております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工に
あたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、
事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、ともに提出されておしま
す。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定
いたします。

○議長 それでは、2番について 地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料は、11ページ、12ページをご覧ください。

届出人 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇、届出地 所在地 池尻町〇〇〇〇

○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫としての利用。第3種農地です。

届出人からは、昨年2月、当該届出地について、娘夫婦が帰ってくるので、現在の母屋に娘夫婦が居住し、自分たちが当該地に家を建て住むことにしたいとの転用許可申請があり、農業委員会でご審議いただき、県に進達し、転用を許可されておられました。ところが、娘夫婦が帰ってくる話が立ち消えとなり、一般住宅を建設することが無くなり、転用許可申請を取り下げられ、かわりに、現在農業用倉庫があるものの、手狭になってきているので、新たな農業用倉庫を建設したいとのことで、今回の届出があったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が本人の田、西側が畑、南側が水路、北側が道路となっております。
従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については受理することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については受理することに決定いたします。

○議長 それでは、3番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。
参考資料は、13ページ、14ページをご覧ください。
届出人 栗生町○○○○ ○○○○、届出地 所在地 栗生町○○○

○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、農業用進入路、農業用施設用地としての利用。第1種農地です。

届出人には、ご病気になられ、稲作、田の管理ができなくなってこられました、そこで、農地を手放す話を司法書士とされ、測量士にも相談し、測量してもらったところ、今回の届出地が届出人の父親の代から無断転用状態にあることが判明し、慌てて今回の届出を行われたものです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、3番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が道路、西側が田、南側が本人の田、北側が宅地となっております。
従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については受理することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第120号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する下限面積(別段の面積)の廃止について)

○議長 次に、議案第121号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書7ページをお願いします。

議案第121号

農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）等の廃止について

農地法第3条第2項第5号の改正に伴い、小野市農業委員会が定める別段の面積の廃止について、同意を求める。

記

別段の面積 40アール

下記に掲げる別段の面積を適用する区域 小野市内全域

上記に伴い、空き家とセットで購入する農地の別枠面積指定（1㎡）についても解除する。

別枠の面積

下記に掲げる別枠の面積を適用する区域

小野市来住町字広原1049-1

適用年月日 令和5年4月1日

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

農地法第3条の許可要件の一つである、所有農地の下限面積につきましては、同法第3条第2項第5号において、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合」には許可はすることはできない。」、また、同項の括弧書きで、「農業委員会が、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第17条の基準に従い、市町村の全部又は一部の区域の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積」が下限面積と規定されているのを受け、小野市農業委員会では、平成21年11月21日に開催された第7回農業委員会の議案第34号で、別段の面積を「40アール（4反）」とする旨をご提案し、ご承認をいただきました。以後、毎年、5月に開催する農業委員会で別段の面積に係る議案を提出させていただき、下限面積を「40アール」のご承認いただいております。

このたび、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。）が施行され、「多様な就農を後押し」する内容が盛り込まれ、農業者の減少・高齢化が加速する中であって、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、同法第5条において、改正前の農地法第3条第

2項第5号で農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が廃止され、効力が失われることとなりますので、小野市農業委員会が定めている別段の面積についても廃止することをご提案し、ご承認をいただくものです。

なお、下限面積は撤廃されますが、改正後においても、農地等の権利取得後において耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること（全部効率利用要件）、権利取得者等がその取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること（農作業常時従事要件）、権利取得者等がその取得後に行う耕作等の事業の内容並びにその農地等の位置及び規模からみて、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれが無いと認められること（地域調和要件）等の要件は存置されますので、農地等の権利の取得にあたっては、これらの要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

また、遊休農地の有効活用に伴う例外規定で、「移住」に限定し、空き家とセットにした遊休農地の1筆指定による、別枠の農地取得の下限面積を1㎡に設定することをご提案し、ご承認をいただいております。そして、農地法第3条による売買がなされた後に、設定しておりました1㎡の面積設定の解除をご提案し、ご承認いただいております。今後、そのような別枠の面積設定は行う必要がなくなります。そこで、現在、別枠の面積を設けている件についてですが、令和4年7月21日開催の第15回農業委員会の議案第75号で「来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇」を1筆単位で1筆指定により、1㎡で設定することのご議決がなされており、現在も継続中となりますが、下限面積そのものの要件が撤廃されるため、別枠の面積を設定する必要がなくなることから、当該別枠面積を解除することもあわせてご提案し、ご承認をいただくものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案、第121号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）等の廃止についてでございます。ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

○15番 15番土井です。ご説明は理解いたしました。下限面積が撤廃されるが、ほかの要件はそのままの説明でありましたが、農地を買おうとされる方に、農業委員会として、入町費、水利費や農会費などの負担、水当番や溝普請などの使役についてご説明いただけることとなるのでしょうか。

○事務局 新規に就農を開始される場合、3条申請をされる時、地元農会、区長の同意書を申請書に添付していただくこととなります。また、奇数月の第1水曜日に農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんに行っている農地相談にお越しいただいた際に、水利費や溝普請などへの参加に

ついでご説明、ご確認いただいておりますので、新規就農される方もご理解いただいているものと考えております。

また、農地相談や窓口では、新規に農地を取得し営農しようとする場合、購入後すぐに転用などを考えられるのではなく、せめて3年3作は農業に従事してほしい旨をお願いしています。

○15番 15番土井です。それでは、1種農地であれば転用することができないということは、そのままでしょうか。

○事務局 そのとおりです。農地法3条で農業をするということで、農地を取得しておきながら、すぐに「転用します。」ということになれば、それは農地法をないがしろにしていることとなりますので、最初から転用を念頭に置いて取得しようとしているのであれば転用の相談をしてくださいということをご指導しています。なので、3条で買われた農地であれば一定期間は農業をやっていたのが筋だと思う。例えば、病気になられたとか、施設に入所されたとかの特別な事情が無い限りは、基本的には3年3作、営農していただくことをお願いしているし、その原則は変えてはいない。

○14番 14番永井です。今後、1種農地であっても、今まで田をお持ちでない方も買うことができるようになるかと理解してよいのか。

○事務局 3条申請の中身を審査させていただき、農地相談にもお越しいたいただき、要件を満たしており、問題が無ければ、許可することになる。

○14番 各農業委員、農地利用最適化推進委員が担当する農地が広いため、申請書や添付書類に問題なければ許可されても、きちんと農業をされているかどうかまでパトロールできないこともある。その点は農業委員会事務局としてどのように考えられているのか。

○事務局 3条を申請されるときに全く新規で就農される方には農地相談にお越しいただくように案内するとともに、営農計画を出していただいている。その営農計画どおりに取り組んでいただくことになるが、すぐに転用申請ということになれば、営農計画そのものが虚偽であったのかと疑うことになる。そのため農地相談の場でその確認をさせていただき、申請時にもすぐに転用するようなことが無いように注意している。農地法3条の条文を守るためにも運用面をきちんとしていきたいと考えている。

○14番 3条申請時に担当委員として、「トラクターや田植え機などの農機具も一式所有され、営農にも熱心で……」などと説明、報告したりするが、農地を少し所有されているが、農機具などをお持ちでなくても熱心に農業に

従事しますと言われれば、買うことはできるのか。

○事務局 制限はありません。農業をするために買うと言われれば止めることはできない。農業をされる裏付けとして3年3作をお願いし、地域との協調性を守っていただきたいとお願いしたときに、なぜ協議費を払わなければいけないのか、なぜ溝普請に協力しなければいけないのかと言われても、ここに住むことはやめていただきたいとは言えない。そこで、営農計画書の様式を少し改め、町との話はできているのか、入町費、協議費、水利費をご理解いただいているのかなどをチェックする項目を設けて、申請時に確認し、しっかりと調査をしたうえで許可するようしていきたいと考えている。

22番 22番前田です。3条の許可をした後、言っていたことがすっかり変わってしまった場合には、許可の取り消しとかはできないということか。

○事務局 所有権の移転が終わり、登記簿が変更されてしまえば、何ら言うことはできない。そういうことにならないように未然防止策として調査を徹底したいと考えている。

○15番 15番土井です。今、各町に来られても賦課金を払われない方がおられ苦慮している。

○事務局 地域調和要件を説明し、ご理解いただいたうえで町入りするとともに、事前に区長・自治会長、農会長にご相談していただくように説明したいと考えている。

○12番 12番前田です。今後、空き家付き農地について、空き家だけ買うことが可能になるということか。

○事務局 今までから空き家だけを購入することは可能であった。空き家と一緒に農地を買われる場合に、下限面積を1㎡に下げるというものであったが、その下限面積自体が撤廃されるということである。

但し、空き家を購入される場合、地縁者住宅区域であるかどうかの制限もあるので、誰でも購入できるものとは限らない。

また、空き家とセットで農地を購入される場合に、農地については、営農計画書など一切指導していない。これは、空き家を買っていただくことを最優先にしているからである。

今後、市民農園など、1坪、2坪単位での売買などを出てくるかもしれないが、法律によって制限されるものでなくなる以上、面接や調査をきちんとやるなど運用を徹底していきたいと考えている。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第121号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)等の廃止についての審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について)

○議長 次に議案第122号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書9ページをお願いします。

議案第122号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

10ページをお願いします。

市長部局より、令和5年3月8日付で、意見を求められています。

11ページの「農用地利用集積計画書」を説明いたします。

利用権設定等総括表(使用貸借権の設定)で、

(1) 利用権の設定を受ける者(借り手)は、神明町○○○○ ○○○○さん ほかとなっております。

新規は5件、14筆、○○○○㎡、再設定は12件、36筆、○○○○㎡、合計17件、50筆、○○○○㎡であります。

13ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者(貸し手)は、加西市網引町○○○○ ○○○○さん ほかで、新規は8件、14筆、○○○○㎡、再設定は19件、36筆、○○○○㎡、合計27件、50筆、○○○○㎡であります。

次に、15ページは、利用権設定等総括表（賃借権の設定）で、

(1) 利用権の設定を受ける者（借り手）は、加東市松沢〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は10件、16筆、〇〇〇〇㎡、再設定は19件、93筆、〇〇〇〇㎡、合計29件、109筆、〇〇〇〇㎡であります。

17ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者（貸し手）は、中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は10件、16筆、〇〇〇〇㎡、再設定は44件、93筆、〇〇〇〇㎡、合計54件、109筆、〇〇〇〇㎡であります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第122号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第122号 農用地利用集積計画の決定についてに関する審議は終了いたしました。

（農用地利用集積計画の決定について（所有権移転））

○議長 次に議案第123号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書21ページをお願いします。

議案第123号

農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

22ページをお願いします。

市長部局より、令和5年3月8日付で、意見を求められています。

23ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

福住町○○○○ ○○○○さん（以下、Aさん） が、農地1筆、○○○○㎡

広渡町○○○○ ○○○○さん（以下、Bさん） が、農地6筆、○○○○㎡

を、ともに売買により取得されます。

24ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、尼崎市富松町○○○○ ○○○○さんが1筆、○○○○㎡および住永町○○○○ ○○○○さんが6筆、○○○○㎡でございます。

所有権の移転を受けられるお二人の現在の経営耕地面積は、Aさんが、○○○○㎡、Bさんが、○○○○㎡、ともに認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第123号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第123号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

○議長 ここで、14時40分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第124号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 次に、議案、第124号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書25ページをお願いします。

議案第124号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

30ページをお願いします。

市長部局より、令和5年3月8日付で、意見を求められています。

26ページから29ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第124号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。

農地の出し手と受け手との間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約や、相続等の出し手・受け手間の将来的な関係性の不安解消など、その効果が期待されています。

本市においても、制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思えます。
それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

まず、賃貸借権の設定についてですが、
26ページに書いてありますとおり、3件 6筆 面積は、〇〇〇〇㎡。
これらは、浄谷町の農地です。

次に、27ページをご覧くださいと、
まず、1番から3番までの浄谷町及び明石市の農家3軒から申し出のあ
った6筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機
構」に貸し付けるものです。

これらは、最終的には、浄谷町の中心経営体である〇〇〇〇（以下C）
に貸し付けるものです。

参考地図、「浄谷町集積図」をご覧ください。赤の格子模様で青色枠の
部分が以前からCが中間管理機構から借りられて耕作されている農地、赤
の格子模様で黒色破線枠の6筆が今回貸し付けられる農地です。

次に、使用貸借権の設定についてですが、
28ページに書いてありますとおり、4件 16筆 面積は、〇〇〇〇
㎡。これらは、大開町及び河合中町の農地です。

29ページをご覧くださいと、
まず、1番の東京都町田市在住の農地所有者1軒から申し出のあった1
0筆、〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸
し付けるものです。

これらは、最終的には、復井町の農家である〇〇〇〇（以下D）氏に貸
し付けるものです。

参考地図、「大開町集積図」をご覧ください。青色で青色枠の部分が以
前からD氏が中間管理機構から借りられて耕作されている農地、青色で黒
色破線枠の10筆が今回貸し付けられる農地です。

次に、2番から4番までの河合中町の農家3軒から申し出のあった6筆、
合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し
付けるものです。

これらは、最終的には、河合中町の農家である〇〇〇〇氏に貸し付ける
ものです。

参考地図、「河合中町農地集積図」をご覧ください。緑色で黒色破線枠
の6筆が今回貸し付けられる農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第124号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

(産業創造課退席)

(令和5年度最適化活動の目標設定等について)

○議長 次に、議案、第125号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書31ページをお願いします。

議案第125号

令和5年度最適化活動の目標設定等について

別紙の令和5年度最適化活動の目標設定等の提出の適否につき意見を求める。

令和5年3月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

32ページをご覧ください。

別紙様式1が、「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」

となっております。

この、「最適化活動の目標」につきましては、国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。

例年、6月に提出を求められておりましたが、令和4年2月2日に発出された農林水産省経営局長からの通達により令和5年度より4月の提出を求められておりますので、今回、議案として提出しております。

それでは、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2 ページをお願いします。

II 最適化活動の目標の

1 最適化活動の成果目標の

(1) 農地の集積の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標は、
農地の集積率を80%、達成年度を令和8年度とし、
令和5年度の集積面積を942(881)ha(うち新規集約面積を61ha)、
集積率を40%に設定しております。

(2) 遊休農地の解消の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標は、
ア 緑区分の遊休農地の解消として、
令和4年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積0.9ha
のうち解消目標面積を0.2haに設定しております。
また、令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積
は0.3haに設定しております。

3 ページをお願いします。

(3) 新規参入の促進の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標としては、
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表
する農地の面積を58.0haとしています。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、

昨年度は、13日とさせていただき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様日々熱心にご活動いただきました。

令和5年度は、1人当たりの1か月の活動日数を8日とさせていただいております。引き続き、よろしく願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数を3回、

9月に農地パトロール、

10月に農地パトロールの結果報告、農業新聞購読推進

11月に利用意向調査、年金加入推進の月間と考えております。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、
現在、奇数月第2水曜日に行っていたいております農地相談の回数
を令和5年度も同じく6回としております。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第125号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「令和5年度最適化活動の目標設定等について」でございます。
本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第125号「令和5年度最適化活動の目標設定等について」に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 33ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。
(証明期間 令和5年2月1日～令和5年2月28日)
令和5年3月20日
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 久保木町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 農業用倉庫
以下記載のとおり、農家証明につきましては、合計2件で、使用目的は、農業用倉庫でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 敷地町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請
以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計14件で、使

用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして34ページ、35ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年2月1日～令和5年2月28日)

令和5年3月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 加古川市加古川町溝之口〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²、摘要といたしまして、宅地造成 所有権移転 令和5年2月6日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、4件 7筆 〇〇〇〇m²でございます。

引き続きまして36ページから44ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年2月1日～令和5年2月28日)

令和5年3月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 三木市別所町高木〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²

摘要 令和5年2月1日 利用権 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計50件 134筆 〇〇〇〇m²でございます。

今回、合意解約が多い理由ですが、さきほど議案第124号でご審議いただいた「農地中間管理権」を設定される方が多くおられ、その関係でいったん解約の手続きを取られているためであります。

引き続きまして45ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの

で報告する。

(受理期間 令和5年2月1日～令和5年2月28日)

令和5年3月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡
人(被相続人) 喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡

喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田

面積〇〇〇〇㎡

以上合計6筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和5年2月8日受理
農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が5件
で、合計21筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして46ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地の構造改善(地目転換等)計画届が提出されたので
報告する。

(受理期間 令和5年2月1日～令和5年2月28日)

令和5年3月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇、

所在地 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡

所在地 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

理由・事業計画といたしまして、排水が悪いため80cm程地上げして、
水はけを良くしたい。施工期間は令和5年2月10日から令和5年2月
28日までとなっております。

現在、檜山町内では東播磨道北工区整備事業の工事実施に伴い、残土な

どの仮置き場などへの農地の一時転用が多くあります。番号1、3もその一つで、一時転用の終了と同時に、畑にしたいや構造改善、地目転換等のご相談を多く受けております。

以下、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につきましては、合計3件 10筆 〇〇〇〇㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもちまして、第23回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年3月27日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員5番

議事録署名委員6番